

## 11 標識

### 【基本的な考え方】

- ・ 標識は、一見してその表現内容を理解できる、日本語のわからない人にも情報を伝えられるなど、年齢や国の違いを越えた情報手段として有効です。
- ・ J I S規格等の標準化されたものを使用することが望ましく、その例としては次のものがあります。
  - ①国際シンボルマーク（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）  
身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。（P. 81参照）
  - ②日本産業規格「案内用図記号」JIS Z 8210（P. 142-144参照）  
JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方について定めている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定めている。  
なお、この中に定めていないものについては、次の③によることが望ましい。
  - ③標準案内用図記号ガイドライン（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）  
標準化された各種案内用図記号が定められている。

### 整備基準

### 解説

条例第6章の適用対象建築物

#### <バリアフリー法施行令>

**第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。**

- ・「移動等円滑化の措置がとられた」とは建築物移動等円滑化基準に適合していることを意味します。
- ・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のものを言います。（国土交通省令第113号）
  - ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない
  - ②標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（JIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない
- ・ P.142-144 参照

## 整備例

- ：整備基準（\_\_\_\_\_は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

### ■国際シンボルマーク

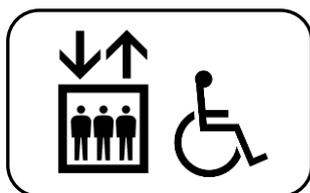


出典)「国際シンボルマークについて」  
(公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会)

※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、JIS Z8210 に適合する標識を設ける必要があります。  
(P. 142-144 参照)

### ■各種標識

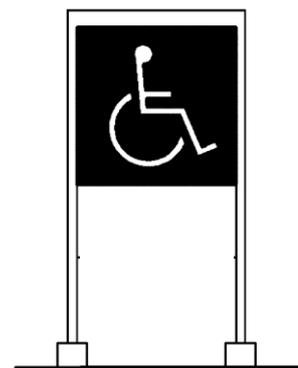
車椅子使用者対応エレベーター



車椅子使用者用便房



車椅子使用者用駐車施設



### ■表示方法

